

3 寄附財産の明細及び使用目的等

第3表

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）							
番号		1	2	3	4	5	
種	類						
細目（地目・構造、銘柄等）							
所在地							
数量（面積等）		A					
寄附財産が株式である場合	発行法人の発行済株式総数	B					
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C					
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A+C）	D					
	保有割合（D/B）		%	%	%	%	
贈与又は遺贈した財産の価額		①					
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			
必要経費	取得費	概算取得費に ない場合 取得費 による	取得価額・設備費・改良費	②			
		償却費相当額	③				
		差引（②－③）	④				
	概算取得費による場合（①×5%）		⑤				
	譲渡に要した費用		⑥				
	計（④＋⑥又は⑤＋⑥）		⑦				
	差引金額（①－⑦）		⑧				
共同提出の場合	代表者以外の申請者の氏名						
	代表者以外の申請者の持分						
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開始・予定 . .	開始・予定 . .	開始・予定 . .	開始・予定 . .	
	使用目的						

この表には、付表として第3表-付1及び第3表-付2があります。
 寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地に建物等を新たに建築する場合）には、第3表-付1の所定の事項を記載してください。
 また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表-付2の所定の事項を記載してください。

〔第3表の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 1 この表には、譲渡所得の基因とならない財産（例えば、現金・預貯金等）については、記載を要しません。
- 2 「寄附財産の明細及び使用目的等」欄は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子ごとの数量を、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 3 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行人の発行済株式総数」、「寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた法人が有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。
- 4 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
- 5 「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」や「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合には、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録）の写し
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産が土地の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、②利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等
なお、その土地の上に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等
- 6 寄附財産が建物の場合には、①寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書、②利用状況の分かる平面図及び写真等
- 7 寄附財産が株式の場合には、①寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）、②寄附後5年間の配当金の利用計画書、③過去5年間の配当状況を記載した書類、④発行人の直近の事業報告書・決算書等
- 8 寄附財産が美術品の場合は、①寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真、②寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書